

■「働き方」参院委で政府

残業上限「労働界と産業界が合意」

働き方改革関連法案は5日、参院厚生労働委員会で質疑を行った。罰則付きの残業時間の上限規制について、繁忙期の上限を過労死ラインとほぼ同じ「1ヵ月100時間未満」とした根拠について、田畠裕明政務官は「労働界と産業界の合意によるもの」と答弁。過労による心身面の影響といった科学的知見などには言及せず、労使合意を優先した上限であるとした。

同法案は残業時間の上限を原則「月45時間、年360時間」、繁忙期は例外として最長で「月100時間未満、年720時間」としている。月100時間は厚労省が過労死の労災認定の目安にしており、過労死遺族らは「月100時間の残業が正当化されかねない」と批判している。

田畠政務官は5日の審議で「史上初めて労働界と産業界のトップの合意の下に罰則付きの規制を設ける」とした。実効性があり、ギリギリ実現可能な水準として合意した内容」と述べた。自民党の小川克巳氏への答弁。（井上雄一）